



令和8年3月19日

議長 友 永 修 様

提出者 反 甫 旭

賛成者 西 田 武 史

同 高比良 正 明

同 田 中 市 子

同 井 舎 英 生

同 松 本 妙 子

### 議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

### 記

市議案第 1 号 岸和田市議会会議規則の一部改正について

## 岸和田市議会会議規則の一部を改正する規則

岸和田市議会会議規則（昭和 45 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

- 目次中「第 87 条（定足数に関する措置）」を「第 87 条（定足数に関する措置）  
第 87 条の 2（出席委員に関する措置）」  
に改め、「所管事務」の次に「等」を加え、「朗読」を「配布」に、「決定書の交付」を「決  
定の通知」に改め、「印刷物」を削り、「第 154 条（懲罰動議の審査）」を「第 154 条（懲罰  
第 154 条の 2  
動議の審査）」に改め、「第 159 条の 2（電子情  
第 159 条の 3（電磁的  
（代理弁明）」第 160 条（会議規則の  
第 160 条（会議規則の  
報処理組織による通知等）  
記録による作成等）に改める。  
疑義に関する措置）」  
第 9 条第 2 項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条  
中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。  
3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその  
他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。  
第 19 条第 1 項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次の  
ただし書を加える。  
ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。  
第 19 条第 2 項及び第 3 項中「承認」を「許可」に改める。  
第 29 条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投  
票箱に投入する」を「投票する」に改める。  
第 31 条第 3 項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の 1 項を加える。  
4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定  
める。  
第 37 条第 2 項中「委員会提出議案」を「委員会提出の議案」に改め、ただし書中「必要  
ある」を「必要がある」に改める。  
第 44 条第 2 項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「会議」を「議会」に改める。  
第 45 条第 2 項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。  
第 52 条第 2 項中「起立」を「挙手」に改め、「、自己の氏名を告げ」を削り、同条第 3

項中「起立」を「挙手」に、「先起立者」を「先に挙手した」に改める。

第 62 条第 2 項中「要旨」の次に「及び方法を」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 質問者は、質問方法として、一括質問一括答弁方式又は一括質問一括答弁・一問一答併用方式のいずれかを選択するものとする。

第 64 条に次のただし書を加える。

ただし、一括質問一括答弁・一問一答併用方式においては、第 56 条（質疑の回数）の規定を準用しない。

第 73 条に次の 1 項を加える。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

第 74 条中「第 31 条（開票及び投票の効力）」を「第 31 条（開票及び投票の効力）第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 79 条中「印刷して、議員及び」を削る。

第 2 章第 1 節中第 87 条の次に次の 1 条を加える。

（出席委員に関する措置）

第 87 条の 2 この章における出席委員には、岸和田市議会委員会条例（昭和 45 年条例第 40 号）第 15 条の 2 の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第 93 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第 98 条の見出し中「所管事務」の次に「等」を加える。

第 110 条第 1 項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前 2 項の場合において、岸和田市議会委員会条例第 15 条の 2 第 1 項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開会されているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 111 条中「復す」を「復する」に改める。

第 118 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第 122 条中「委員」の次に「(オンラインによる方法で出席している委員を除く。)又はオンラインによる方法で出席している委員であって、本人の意思で映像及び音声により相手の状態を認識できないようにしている者」を加える。

第 127 条に次の 1 項を加える。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

第 128 条中「第 31 条（開票及び投票の効力）、」を「第 31 条（開票及び投票の効力）第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 132 条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 134 条第 1 項中ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第 134 条第 2 項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第 134 条第 3 項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第 135 条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の場合において、岸和田市議会委員会条例第 15 条の 2 第 1 項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開会されているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 136 条第 1 項中「意見を付け、」を削り、同条第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第 138 条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第 143 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 143 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第 145 条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第 150 条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第 154 条の次に次の 1 条を加える。

(代理弁明)

第 154 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第 8 章中第 160 条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 159 条の 2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第 1 項又は第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第 20 条（日程の作成及び配布）、第 66 条（答弁書の配布）、第 79 条（会議録の配布）、第 118 条（答弁書の配布）、第 133 条（請願文書表の作成及び配布）第 1 項及び第 134 条（請願

の委員会付託) 第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもってかえることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第159条の3 この規則の規定(第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第74条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 理 由

議会における手続について、情報通信技術を活用した方法により行うことを可能とするほか、所要の規定を整備するため。